

# 支部ニュース

2019年10月 No.551

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

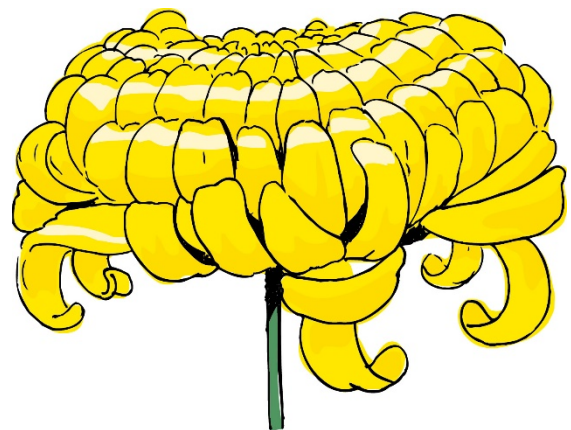
メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

●年金問題学習会～若い人も高齢者も安心できる年金制度を～	田端二三男	1
●サマーセミナー特集（その2）		
※若手企画「人権活動と事務所経営—自衛隊ウォッチの会の経験などから—」	種田和敏	2
※若手アンケート報告	大住広太	5
●N国（NHKから国民を守る党）問題		
※N国新宿区議の当選無効について	平井哲史	6
※N国議員によるスラップ訴訟に勝利	山崎大志	8
●新人紹介	山崎大志	10
●「自衛官募集事務に係る対象者情報の提供等に関するアンケート」開始しました	中川勝之	11
●10月11日いよいよソフトボール大会 予選リーグ対戦相手決定！！		12
●9月幹事会議事録		12



# 年金問題学習会

## ～若い人も高齢者も安心できる年金制度を～

年金者組合東京都本部 田端 二三男

### 第1 金融庁金融審議会報告書

#### 1 厚生労働省が深く関わる

→年金局個人年金課が総務省家計調査に基づく資料を基にして説明したことが金融庁審議会「高齢社会における資産形成・管理」の根拠になっている。

高齢夫婦無職世帯の実収入20万9198円と家計支出26万3718円との差は月5万5000円程度となっている。

「NISAやiDeCoが整備され、

個人が長期の資産形成を行うに際して、制度的な環境が整いつつある」として「認知・判断能力の低下・喪失する」高齢者にまでも貯蓄を危険な投資信託に呼び込もうとしていることに対し、批判が高まっている。

#### 2 不安の打ち消し

「不正確であり、誤解を与えるものだった。」(安倍首相),「これまでの政府のスタンスと異なる。」(麻生金融担当相)。

受け取り拒否→金融庁金融審議委員会総会において報告書撤回を決定

#### 3 0616年金返せデモ

35歳前後の若い世代がデモを行い話題に。

#### 4 報告書が隠したもの

##### (1) 公的年金の給付水準

中長期的に実質的な低下が見込まれている(報告書案)→今後調整されていくことが見込まれている(報告書)。

今までと同等だと期待することは難しい(報告書案)→年金制度の持続可能性を担保するためにマクロ経済スライドによる給付水準の調整が進められる(報告書)。

##### (2) 老後の生活水準

公的年金だけでは満足な生活水準に届かない可能性がある(報告書案)→記述を削除(報告書)。

#### 5 年金者組合が厚労省と交渉

世間に著しい不安と誤解を与えているし、これまでの政府のスタンスとも異なると認識している(個人年金課課長)。



### 第2 「マクロ経済スライド」による年金引き下げ

報告書の意図に反し、年金はマクロ経済スライドにより削られ、年金だけでは満足な生活が送れないことが広く知れ渡り、国民に衝撃を与えた。

「マクロ経済スライドを廃止して、将来の受給者の給付は減らないようにする上においては、これは7兆円の財源が必要でございます。」(安倍首相:国家基本政策委員会合同審査会・6月19日)。  
マクロ経済スライド廃止に7兆円が必要であることが明らかになった。

### 第3 減らない年金 安心の年金

- 1 全労連は、パンフレットを作成し、年金学習などを呼び掛ける。

年金積立金はGPIFによれば2017年度末で164兆円に及び、積立金のほとんどが国内外の債券の購入や株式市場での運用に充てられ、大企業の株の買い支えに利用されている。

- 2 改善要求運動

「マクロ経済スライド」による年金引き下げの廃止、最低年金保障制度の実現、年金の隔月支給ではなく毎月支給など。

## サマーセミナー特集(その2)

### 若手企画「人権活動と事務所経営—自衛隊ウォッチの会の経験などから—」

城北法律事務所 種田 和敏

- 1 はじめに

私は新64期である。今日はどうやって人権活動と売り上げを両立するのかを話したい。

私は、自衛隊やブラック地主についての取り組みを通じて、お客さんから「戦う弁護士」だという良い意味での誤解を受けた。普段から自衛隊や地上げ屋と戦っているから、私の抱えている簡単な問題は楽勝でしょう、と。

他にも、自衛隊の事件はお金にならないことから、活動を頑張っている「貧乏」な弁護士を経済的に支えてあげたい、という思いで仕事を持ってきてくれる依頼者もいる。



- 2 自衛隊にまつわる活動の紹介

- (1) 自衛隊「レンジャー部隊」の市街地行軍訓練差し止め

2012年5月、レンジャー部隊が市街地を行軍するという話を聞いた。荒川の河川敷にある戸田公園でヘリコプターから上陸し、服だけでなく顔にまで迷彩塗装をし、銃剣を掲げた隊列が行軍するというのである。通る場所は練馬駐屯地のお膝元である駅前の商店街であり、人通りも多く狭

い場所。

私はこの話を聞いて、おかしいと感じた。また、登録してまだ半年であり、暇でイキが良かった。私が訓練を知ったのは3週間前だったので、手段は仮処分しかなかった。

「仮処分をやりたい」と周りの弁護士に相談したところ、「それは由々しい問題だ」とはいうものの、運動で止めるしかない、という意見だった。運動でやれというのはその通りだが、時間がなく、このままでは行軍を止められないと思ったので、仮処分を提起し、すぐに記者会見を行った。

結果として、仮処分は却下された。しかし、仮処分の影響は大きかった。

商店街は行軍のコースから外れ、ヘリではなく車で来た。「仮に落とした銃剣を一般人が拾ったら銃刀法違反じゃないか」という抗議の成果だと思うが、銃剣は隊員にくくりつけられ掲げられることはなかった。また、「毎年実施する」という事前のアナウンスに反して、行軍は翌年以降行われなかった。

そもそも自衛隊問題をやるために弁護士になったわけではなかったが、この件を機に自衛隊問題にどっぷり浸かることになった。

## (2) ウォッチの会での活動

翌月には、仮処分まではできなかったが、自衛隊の「防災訓練」名目の通信訓練に対して、反対運動を行った。役所に要請したところ、役所が自衛隊の訓練に協力しないという動きが出てきて、成果が取れ、住民も喜んでくれた。

この頃に自衛隊をウォッチする市民の会を立ち上げて組織的に取り組むことにした。

ウォッチの会では、自衛隊が主催する基地内でのお祭りに「監視」をしに行った。お祭り会場には銃が置いてあり、その銃に触れることがお祭りの人気アトラクションになっていた。見た瞬間に銃刀法違反だと思った。

そこで、過去の防衛大臣も含めて銃刀法違反で刑事告発をし、記者会見も行った。直接の反省や謝罪はなかったが、翌年から一般人に銃に触らせることはなくなった。今では銃そのものがなくなって車両の展示になっている。

また、都立高校が自衛隊基地の中で高校生を1泊2日で入隊訓練をさせていた。東京都は「防災訓練」と説明していたが、自衛隊に問い合わせたところ、「外部の人を基地内に入れるのはすべて入隊訓練です」と素直に白状した。それ以降、「防災訓練」と称して基地内に高校生を招き入れることはなくなった。

## (3) 内藤塾

ウォッチの会では、毎年、内藤功団員(6期)を囲んで内藤塾という通年の学習会を行っている。砂川事件、恵庭事件といった著名な憲法9条裁判について、それに中心としてかかわった内藤団員から話を聞けることは大変貴重。内藤団員も若い弁護士が来ると大変喜ぶので、若手にはぜひ参加して欲しい。

実は私に自衛隊に関する通常の民事事件の依頼がたくさん来る。内藤塾で一緒に学んで、私と一緒に「自衛隊の一番の被害者」を守る活動に取り組んで欲しい。

## 3 ブラック地主にまつわる活動の紹介

レンジャー部隊の市街地行軍訓練差し止めの仮処分を提起したことが広まった結果、同じ事務所の先輩弁護士から「仮処分が得意な人」だと思われた。

借家借家人組合の顧問弁護士が、怒号を投げかけて安いお金で立ち退かせる事案について、面談禁止・接近禁止の仮処分を提起したいと相談された。

この案件自体は費用対効果は悪いが、記者会見を行ったところ、周りから「地上げ屋ヤクザと言いかう弁護士」というように思われ、頼ってくるお客さんが増えた。

#### 4 売り上げアップについて

周辺専門職との付き合いが大事。加えて、中長期的な売り上げ目標を立ててやることも大事。

自衛隊と対峙して右翼からネット上などで叩かれたときに、そのことを先輩弁護士に話したところ、「嫌われてもいい。みんなから好かれなくてもいい。10人に1人に好かれれば1000万人以上顧客がある」と言われたのが印象的だった。だから、マニアックでいい。追わなくていい。好きなことをやればいい。

私も1年目は最初の半年の売り上げが50万円程度だった。そこで事務所の先輩に相談したところ、若手のうちは自由にやっていいと言われた。時間があってフレッシュなうちにやりたいことをやった方がいい。

#### 5 自由法曹団員であること

今までの活動を通して思ったことは、一人ではできない、ということである。レンジャー部隊の仮処分では、愛のムチも含めて、自由法曹団の先生に助けてもらった。自衛隊や地上げ屋に立ち向かって、自由法曹団にいる以上は襲われはしないだろうと思った。

これまで集積されたノウハウも含めて、自由法曹団を活用して欲しい。

#### <質疑応答>

##### Q1 種田弁護士は法律相談で「一番人気」と聞いたが、その秘訣は？

顔が笑っている、とよく言われる。深刻な相談なのに笑っている。それを見ると依頼者が「自分の問題なんてちっぽけな問題だ」と思うようだ。怒られるためにお金を払う、というのはどうかとも思うので、ちょっと笑顔なんかが出る相談にできればいいと心がけている。

##### Q2 単価をアップする方法を教えてください

私は弁護士になる前に公務員をやっていたが、一般人の感覚として最低着手金10万円はめちゃくちゃ高い。とはいえ、弁護士1年目2年目は「最低着手金ビジネス」をやっていたが、これは辛い。

そこで、いかに自分の提示した金額が合理的でリーズナブルか説明することが重要。報酬基準をよく読んで、さらに別の事務所の基準なども調査した。加えて、労力について説明する。この事件を受任すると2年かけて書面を書いて、時給計算したら安いものですよ、と話す。

要するにプレゼンである。常に準備をし、説明方法を考えておく。自分的には「高めかな」と思っても、意外と依頼者は怒らない。

##### Q3 顧問先についてはどのように付き合っているか？

まず、顧問弁護士としては会社にトラブルがない方がいい。安定飛行させるのが一番いいので、相談がないことが一番いい。

顧問弁護士は守護神のような存在だと思っている。後ろにいつもいて、いざというときに相談できるというのがメリット。

飲みにつき合うことも大事。社長さんからすると普段なかなか話せないことを飲み場では話せる。

ものすごく安い顧問料の会社もあるが、そういう会社の社長は申し訳なさから他のお客さんを連れて来てくれる。

# 若手アンケート報告

事務局次長 大住 広太

## 第1 若手アンケート報告（アンケートと結果が必要な団員は事務局までご連絡下さい）

アンケート調査の経緯。60期以降の東京支部のアンケート。アンケートに沿った補足です。

### Q1について

現在の弁護士としての仕事に満足しているか。この回答傾向は昨年と一緒。

### Q2について

仕事が楽しくないという理由が多いが、その理由については、今後深く掘り下げてほしいと思う。

### Q3について

800万円以下の方が4分の1近くいる。

### Q4について

300万円以下の方がいる。

### Q5について

労働事件や弁護団事件に興味をもって団系の事務所に入った方が多い。

### Q6について

一定数はできているという回答。

### Q7について

家庭との両立。仕事とプライベートの両立ができているという実感が多い人は少ない。

### Q11について

団の活動に参加できていない理由はほかの仕事で忙しいなどがある。

### Q12について

自由法曹団の活動に魅力を感じないとの意見のなかにはかなり手厳しい意見もある。

### Q13について

今後の若手PTで検討している企画への反応。

### Q15について

セクハラ防止PTについて。積極的な意見・評価する意見が多いが、少なからず厳しい意見も

### Q16について

団費削減をもとめる声も多い。

## 第2 議論

### 1 70期

個別の参加を促す、直接の声掛けがすごく大切だと思う。団に参加することは嫌ではないが2日間かけて遠出するのであれば起案して余裕を持ちたいという意識があると思う。とにかく直接声をかけるのがいい。

個別事件、団活動のみでなくいろいろな活動をしたいので先輩弁護士は、各仕事についてのペース配分を教えてあげるのがいいと思う。

奨学金・貸与金がかかり多し、今後の業界がどうなっていくのかということも不安。

## 2 71期

弁護団の仕事や団活動などが重なるとどちらも中途半端になり、息をつく暇が無くなる。若手の仕事が雑になってきたら大変なのだというメッセージとして受け取ってほしい。

## 3 60期

辞めたいと思うのは当たり前では。それでも先生がいてくれて助かると言われた時があって、それに支えられていると思う。

自由法曹団の活動が多岐にわたっている。従来の憲法・労働・刑事司法のみではなくなってきた、そのことに先輩団員は適切な助言ができていないのではないかと。団のある種の懐の狭さが若手の窮屈さにつながっているのではないかと。

## 4 65期

団本部の将来問題委員会では就職難の解消もありつつ、団への若手の不定着、入団者の減少がみられるなどの話をしている。

如何に新しい層に広げていくか、不安なく弁護士人生を送るかということを検討している。東京法律事務所では9月24日、LS学生と交流会があるので参加してもらいたい。

## 5 68期

司法試験受験予備校での講師の体験。学生の人権問題への興味関心の高さ、熱量がすごい。早い段階から若い人へアプローチすることが大切だと思う。

# N国(NHKから国民を守る党)問題

## N国新宿区議の当選無効について

東京法律事務所 平井 哲史

9月2日、新宿区選挙管理委員会は、4月21日執行の区議会議員選挙でNHKから国民を守る党(以下、「N国党」と略す。)から立候補して当選した議員(以下、「当選人」という。)の当選を無効とする決定を出し、プレスリリースした。ちょっと珍しい取り組みであったので、公選法の豆知識として報告する。

### 1 地方議員の被選挙権の要件

区議会議員の被選挙権は「その選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの」が有するとされ(公職選挙法10条5号)、区議会議員の選挙権は「日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」が有するとされている(同法9条2項)。

ここにいう「住所」とは、民法22条で、「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と定められており、選挙に関しては、住所は一人につき1か所に限定されているものと解されている(最判昭23.12.18)。

そして、「生活の本拠」とは、「その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべ」きであるとされており(最判昭35.3.22)、住所にあたるかどうかは「客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべき」とされている(最判平9.8.25)。

## 2 居住要件をめぐる紛争が起こる理由

被選挙権を有しているかどうかをめぐる紛争は、政党がいわゆる「落下傘候補」として擁立したり、「議員になりたい人」が居住自治体ではなく「当選しやすい」と思った自治体（都道府県議会の場合は選挙区）に居を移して立候補するも、目標とする選挙区や候補者が決まった時点で選挙日までの期間が少ないと「選挙前3か月」という要件に引っかかることからしばしば生じている。

なお、この居住要件は不要ではないかとの極少数意見もあるが、地方議員は住民の代表となるべき人であるから、実際に一定期間住んでいない人が代表となるというのは民主代表制にもとら思われる。この辺は、神山智美（コウヤマサトミ）富山大学経済学部准教授が富山大学紀要第63巻第2号に論文を寄せており、参考になる。

## 3 N国党がかかわる居住要件をめぐる問題

「NHKから国民を守る党」は、居住要件を憲法違反だと主張しており（千葉県鎌ヶ谷市議会議員選挙で立候補を受け付けられなかった候補がこの主張をして東京簡裁に提訴している。）、今度のいっせい地方選挙においてインターネットにあがっていただけでも、兵庫県播磨町（町議選）、大阪府伊丹市（府議選）、東京都足立区（区議選）で、同党からの立候補者が、当選無効あるいは無効票の扱いを受けている。

同党の当選者は全国で26人。ほとんどが東京・千葉・埼玉であり、東京では、新宿（次点は共産。以下同じ）のほか、中央（自民）、文京（無所属）、墨田（共産）、目黒（自民）、渋谷（自民）、品川（無所属）、板橋（国民）、北（自民）、練馬（共産）、八王子（国民）であった。このうちどれだけのところで異議申出が検討されたのかは把握していないが、知る限りでは、新宿区のほかに八王子市でも異議申出がなされていた。

## 4 当選異議の申出の期限と審理期間

当選異議の申出は、選挙の執行日から2週間以内に出さねばならなかった（公選法206条1項。該当日が休日・祝日の場合は休み明けの初日の模様。）。確実な証拠があるわけではなかったし、所内に相談もしていなかったが、証拠の収集・調査は選管の仕事であるため、異議申出を提出することとし、5月7日に申出をおこなった。

裁判と異なり、この手続は選管が職権調査をおこない、申出をした後は基本的に申出人に出る幕はない。ただ、主張と証拠の提出は止められるわけではないので、区議会の主要会派にあいさつ回りをし、あわせて、選管にいくつかの証拠提出をはかった。

公選法213条1項は、「異議の申出に対する決定はその申出を受けた日から三十日以内に、審査の申立てに対する裁決はその申立てを受理した日から六十日以内に、訴訟の判決は事件を受理した日から百日以内に、これをするように努めなければならない。」と定めているが、今回は、7月に参院選も控えていたことから、選管の調査・判断は遅れ、申出から約4か月たってようやく決定が出た。

## 5 決定の要旨

決定は、生活するうえで必ず使用するであろう電気ガス水道の使用量が極端に少ないこと（水道とガスはほぼゼロ、電気も冷蔵庫の消費電力と同等もしくはそれより少ない消費量）を指摘しており、これに加え、当選人の供述をもとに、洗濯・風呂・衣類の保管・ペットの世話を練馬の自宅ですしていたこと、郵便物の転送届も出していなかったことを指摘し、生活の多くを練馬の自宅ですしていたことが推察できるとして、新宿のアパートを生活の本拠とは認めがたいとした。

水光熱の使用量という客観的データに加え、自ら生活の多くを練馬の自宅ですしていたことを当選人が自供した格好になっているわけなので、居住実態がないとした選管の判断は至極妥当と言える。



## 6 決定の効果

### (1) 当選人の更正決定（次点者の繰り上がり）

今回の決定が確定すれば、選管は速やかに選挙会を開き当選人の更正決定をすることになる（公選法96条）。この場合、当選無効とされた当選人はいなかったものとして扱われるため、必然的に次点者が新たに当選人として更正決定されることになる。

### (2) 「繰り上げ当選」との違い

次点者が当選人となることから「繰り上げ当選」のように見えるので、多くの人が、「選挙後3か月以内でないから繰り上げにはならず再選挙になるのでは？」との疑問を持つであろう。

だが、世間一般で言うところの「繰り上げ当選」は、選挙日から3か月以内に死亡や辞職などにより議員に「欠員」が生じた場合におこなわれるものである（公選法112条。地方議員については5項）。

これに対し、異議申出がなされたり、当選者が被選挙権を失ったり、選挙犯罪により当選が無効とされるなどした場合は、「欠員」が生じたときには該当しない。これらの場合は、公選法96条から98条の規定により当選人を定めることができる場合のほかは、再選挙をしなければならないとされている（公選法109条、110条）。

そして、異議申出により当選が無効とされた場合は、上述のように、公選法96条により当選人の更正決定がおこなわれるのであり、これには特段期限は設けられていない。よって、たとえ確定に時間がかかったとしても、当選無効が確定すれば次点者が繰り上がることになる。

### (3) 議員報酬の不当利得返還請求は残念ながらできない

当選無効となれば、議員報酬を受領する法的根拠はなかったことになるはずだから、それまでに支給された議員報酬について区は不当利得返還請求をできるのではないかと考えたが、どうやらこれは無理なようである。

調べたところ、選挙犯罪により当選が無効とされたときの議員報酬の不当利得返還を認めた先例はあったが、地方自治法128条は、地方議会議員は、当選の効力に関する異議申出等の争訟があっても、決定、裁決または判決が確定するまでの間は職を失わないと定めている。これにより、異議申出により当選無効とされた場合、判決確定までは、同条により報酬を受領する法的根拠があることになる。

このため、判決確定までは本来議員となるべきでなかった人が議員として活動し、かつ報酬等を受領することになる。できるだけ早く決定が確定することを願わずにはいられない。

## N国議員によるスラップ訴訟に勝利

東京合同法律事務所 山崎 大志

馬奈木徹太郎団員と私が代理人を務めた選挙ウォッチャーちだい氏（以下「ちだい氏」という。）が、NHKから国民を守る党（以下「N国」という。）に所属する現職の立川市議議員である久保田学氏（以下「久保田氏」という。）からスラップ訴訟を提起された事件について報告する。

### 第1 訴訟の経緯

1 2018年06月11日 ちだい氏による記事がハーバー・ビジネス・オンラインに掲載

「居住実態のほとんどない元AV男優のニコ生主」との記載

2 2018年11月20日 久保田氏が本訴提起

「居住実態のほとんどない原告」と読むことができ、事実に反し、名誉を棄損すると主張

3 2019年05月10日 久保田氏が「請求の放棄書」を提出

4 2019年06月18日 ちだい氏が反訴提起

本訴の提起は、正当な表現活動を委縮させる目的のもとになされたスラップ訴訟だと主張

5 2019年09月19日 判決言渡し

本訴について、ちだい氏に故意過失は認められないとして請求を棄却し、反訴について、ちだい氏が居住実態がないと信じることにつき相当な理由があることを久保田氏は知っていたにもかかわらず本訴を提起したことは、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものであり、本訴の訴え提起自体が不法行為となる

## 第2 問題の所在と本判決の意義

1 ちだい氏の記事の目的と内容について

ちだい氏は、どんなメディアよりも早くN国について批判的な視点で取材を続けてきたN国についての第一人者といえる。

そして、今回の記事も、松戸市長選において、N国党首である立花孝志氏（以下「立花氏」という。）をはじめとするN国議員たちの記者たちに対する「私人逮捕」等による無秩序なふるまいを取り上げて、ネットを通じて、国民に対してN国の体質を伝えようとして書いたものである。そのなかで、久保田氏が居住実態がほとんどないにもかかわらず、立川市議選に出て、当選していることにも触れている記事である。

2 久保田氏による訴えの提起自体が不法行為だと認定されたことの意義

判決では、立花氏が動画において、本訴がスラップ訴訟であることを話していることを認めた上で、久保田氏は、少なくとも居住実態がほとんどないことを真実と信じたことについて相当な理由があることを知りながら、あえて訴訟を提起したことを認定している。

また、反訴で請求した慰謝料の一部と弁護士費用のほとんど全額が認められたことから、訴訟により表現者に経済的負担を与え、表現活動を委縮させるスラップ訴訟の特質が考慮されたといえる。

したがって、実質的には、久保田氏による本訴がスラップ訴訟であることを認めたといえ、意義のある判決である。

そして、昨今世間を賑わせているN国議員の実態について、社会全体で考えてもらう良いきっかけになった判決ともいえよう。

## 第3 今後について

1 本件の今後について

久保田氏による控訴があるかどうか、控訴審での判決がどうなるか注目していただきたい。

2 居住実態の問題について

本訴では、久保田氏の立川市議選での居住実態があったかについて、かなり疑義が残るものとなっているため、ちだい氏は、立川市民に久保田氏の公職選挙法違反について追及してほしい旨記者会見で述べていた。

今後の久保田氏の議員としての地位の帰趨も注目したい。

# 新人紹介

東京合同法律事務所 山崎 大志

## ・弁護士を志すまで一憲法を知る

中学3年のとき、社会の授業でディベートがありました。

テーマは、男性の定年よりも女性の定年の方が低い就業規則を定めていた会社に入った女性が、男性の定年と同じ年齢まで働くことができるか、というものでした。今思えば、日産自動車事件が題材となっていたのです。

女性側と会社側に分かれて討論するのですが、生徒それぞれが自分の正しいと思った立場の側に立ち、意見を主張しました。私は、会社側が正しいと思っていました。定年が男性より低い会社だと分かりながら自分から入ったのだから、会社のルールに従うべきだと思っていたのです。そう思っていた生徒が大多数でした。

しかし、ご承知のとおり、最高裁の判断は違います。そのことを社会の先生が説明してくれました。このときの驚きを今でも覚えています。自分

が当然のように従っているルールも、憲法や法律に照らせば、人々の権利を侵害するもので、違憲、違法なものがあり、従う必要のない場合があるのかと感じたのです。今までの自分の固定観念が覆った感覚でした。

今振り返ると、この中学3年生のときに、憲法や法律への関心が心の底に芽生えていたのではないかとと思っています。

## ・法学部専願

高校に入ってから、ひたすらバスケットボールに打ち込んでいたため、将来のことはほとんど考えていませんでした。

ただ、高校では、授業の一環で、学部説明会を聴講する機会があり、どの学部に行こうか考えるきっかけになりました。

学部説明会では、理系には、あまり興味が無かったので、文系学部の説明を聴いていたところ、法学部の説明が、最も面白かったです。

アメリカのマクドナルドで、コーヒーを受け取った人が熱くて落として火傷を負ったということで、損害賠償請求約1億ドルが認められたという話でした。今振り返れば、マクドナルド・コーヒー事件でした。日本とは、損害賠償請求の制度が異なることなど説明してくれました。生活のなかで事件が起きたとき、自分の権利や利益を主張するには、法律の知識が不可欠と感じ、法学部ってなんだか面白そうだなとワクワクしたことを覚えています。他の学部の説明があまり面白そうではなかったことも相まって、法学部しか受験しませんでした。

## ・弁護士を志す

大学に入って、法学部の授業を聴いて、やはり面白かったです。法学部の先生方は、授業の工夫ももちろんですが、自分も楽しそうに授業をしていて、私も授業が楽しかった記憶です。

将来どういう仕事をしようか悩んでいたところ、私が弁護士を志したのは、映画『それでもボクはや

ってない』を観たことがきっかけです。

この映画を観て、日本の刑事司法のあり方に強い疑問と怒りを覚えました。同時に、無実を主張する被告人と一緒にたたかう弁護人に魅力を感じました。また、弁護士しか、被告とたたかうことはできないと思い、弁護士になりたいと思いました。

以上が、簡単ではありますが、私が弁護士を志した経緯となります。

冤罪事件や弾圧事件でたたかえる弁護士になれるよう、日々研鑽してまいりますので、先輩方、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

## 「自衛官募集事務に係る対象者情報の提供等に関するアンケート」開始しました

事務局長 中川 勝之

2019年2月10日の自由民主党大会での「都道府県の6割以上が新規隊員募集への協力を拒否している悲しい実態がある」との安倍首相の発言以降、自衛隊・防衛省からの「自衛官募集対象者情報」の提供依頼に対する自治体の対応について、注目が集まりました。

安倍首相の発言は事実に反する内容であったわけですが、そのような発言をしてまで自衛官を募集しなければならぬほど、自衛官離れ、自衛官の人員不足・高齢化が進んでいます。

自衛隊による個人情報収集、国民監視を許さないためにも自由法曹団東京支部でも東京都内の自治体の対応等の実態を把握することとしました。

つきましては、東京都内の全自治体を対象に自衛官募集事務に係る対象者情報の提供等に関するアンケートを実施することとしましたので、各事務所の方でご協力お願い申し上げます。



# 10月11日いよいよソフトボール大会 予選リーグ対戦相手決定！！

ソフトボール大会まで、あと一週間、仕事の合間をぬって練習をしているチームもあります。優勝を本気で取りに来るチーム、レジャーを楽しむチーム、交流を楽しむチームなど、色々あると思いますが、当日はフェアプレーとスポーツマンシップ、ロイヤーズシップ(?)で盛り上がりましょう。

予選リーグ第一組 Cグラウンド	対戦表	
第1試合	東京合同ホエールズ	V S 響
第2試合	労働弁護団	V S 東京合同ホエールズ
第3試合	労働弁護団	V S 響

予選リーグ第二組 Dグラウンド	対戦表	
第1試合	三多摩連合	V S 東京法律
第2試合	旬報ロイヤーズR	V S 三多摩連合
第3試合	旬報ロイヤーズR	V S 東京法律

予選リーグ第三組 Eグラウンド	対戦表	
第1試合	DAN 'S	V S 城北法律
第2試合	南部・五反田	V S DAN 'S
第3試合	南部・五反田	V S 城北法律

予選リーグ第四組 Fグラウンド	対戦表	
第1試合	渋谷・代々木	V S 東京東部
第2試合	ウェール&みどり	V S 渋谷・代々木
第3試合	ウェール&みどり	V S 東京東部

## 9月幹事会議事録

### 1 国内外の情勢

#### ア 国際情勢

- ・日韓貿易摩擦激化。安倍内閣、元徴用工賠償問題で経済で報復。戦後最悪。
- ・米イランの対立激化。9月14日、イエメン反政府勢力によるサウジ石油施設への爆撃で。米イラン関与と非難。ボルトン解任による米・イラン対話気運を粉碎。

- ・アメリカがイラン攻撃に踏み切るか注目。

## イ 国内情勢

- ・9月11日、内閣改造、日本会議メンバーを多数登用。改憲シフト内閣。10月4日臨時国会召集。10月22日、「即位礼正殿の儀」
- ・安倍首相11日、「(憲法改正) 困難でも必ず成し遂げる決意だ」「与野党の枠を超えて活発な議論をしてもらいたい」
- ・二階幹事長11日、「意向に沿って等を挙げて憲法改正努力したい」首相4選も「支援」(2021年9月3期目任期)。
- ・自民、改憲へ国会対策重視。細田博之元幹事長12日、自民党憲法改正推進本部長に。野党とのパイプあり。衆院憲法調査会長に佐藤勉元国対委員長。
- ・衆院憲法審19日、欧州の改憲、国民投票制度視察(29日帰国)
- ・下村自民党選対委員長、25日「全国の自民党候補者に改憲議論に積極的に取り組むよう促す」全国で世論喚起に向け党4役一丸になる姿勢示す。
- ・二階幹事長・岸田政調会長25日、改憲推進で一致。
- ・埼玉知事選8月25日、大野氏勝利(立民、国民、社民支持。共産自主支援)。岩手知事選9日、達増氏当選(立民、国民民主、共産、社民推薦)。野党共闘に力。
- ・安倍日本会議内閣で改憲に並々ならぬ姿勢示す。硬軟両様で国民投票目指す。野党共闘の結束を政策面で進められるか(原発、消費税・・)
- ・原発刑事判決、停止しなければならなかったという立て方が間違っていた
- ・日米貿易協定、26日朝記者会見
- ・千葉の災害問題
- ・野党5党でトリエンナーレ問題で憲法審査会を開くと8月4日に言っている

## 2 今後の取組と検討事項

### 1 憲法・平和

#### (1) 平和の樹リーフ

- ・普及状況
- ・本部リーフの普及状況

#### (2) 3000万人署名の取り組み

- ・5万筆達成するために  
もう少しで4万、全国では10万近い  
FAXニュースで達成率上位事務所名公表、未達成事務所への声かけをする  
引き続き支部ニュース、FAXニュースで記事を出す

#### (3) 自衛隊員募集名簿協力問題

- 団支部で都内の自治体の実態調査進捗状況  
一応締切は10月15日、発送は9月27日
- ・アンケート内容
- ・各事務所の担当自治体の割り振り、島しょ部は事務局で対応

#### (4) 「憲法9条を守ろう」をどう語るか

- ・「安倍9条改憲」阻止の後をどうするか。専守防衛的改憲と絶対的平和主義の対決

- ・国民投票になったときにどう訴えるか。安保法制（戦争法）を廃止しない限り9条を変えさせない。

- ・当面の課題ではないが、立ち位置を決めておく必要がある。

- ・具体的には

- 自民党憲法マンガに対抗する護憲マンガ作成。

#### (5) 東京土建からの講師依頼

団東京支部に依頼が来た。10月10日、国会要請に先立って。森弁護士が了承。

#### (6) 街頭宣伝

9月30日 17時15分～ 1時間程度 後樂園駅で行う

### 2 刑事、弾圧

### 3 支部運営

#### (1) 情報共有、情報発信の強化

- ・HP アクセス状況

- ・フェイスブック

→アカウント等を共有 投稿状況は

#### (2) セクハラ対策PT

- ・10月30日幹事会16時～17時 発足記念学習会実施。

場所) 文京シビックホール

講師) 岸松江団員

参加者) 事務所単位で最低1名の参加を求める。それぞれ事務所に声かけする。

- ・支部セクハラ防止規則のパンフレットを作成する

#### (3) 若手PT

- ・若手アンケート結果をどう生かしていくか。

登山企画11月24日 or 10日 小部先生登山企画 9時高尾駅集合

他支部とのコラボ、NLGニューヨーク支部との共同企画

自由法曹团的弁護技術マニュアル（刑事、民事尋問技術）

#### (4) 団支部MLの運営状況

#### (5) 来期人事

- ・組織財務委員会を開催する

### 4 幹事会活性化

講演、学習、事件報告などを企画する。

LGBT、ヘイトスピーチ、懲戒請求、自衛隊への名簿提供

9月26日 年金問題学習会

10月30日 支部セクハラ相談窓口発足記念学習会

11月20日 地域幹事会（代々木・渋谷）

オリンピック選手村問題、羽田糺糠疹ルート問題等

12月19日 新人歓迎学習会→今村核先生に講師打診。懇親会費用は傾斜を付ける

1月22日

### 5 サマーセミナー（8月23、24日）総括

#### (1) 講演

- (2) 内容
- (3) 参加者43名 声かけ、宣伝、企画力の結果か
- (4) 場所 箱根湯本ホテル 日帰りに不便か、値段が高いとの指摘
- (5) 収支決算
- 6 ソフトボール大会(10月11日)
  - ・12チーム参加確定
  - ・タイムテーブル(プログラム)確認
  - ・組み合わせ抽選
- 7 支部ニュース(10月1日発行)

<当面の日程>

- 10月19日(土) 15時～ 19日行動 @国会議員会館前
- 11月 2日(土) 12時30分～ 東京働くものの権利討論集会 @ラパスビル
- 11月 3日(日) 15時～ 11・3憲法集会 @国会議事堂正門前
- 11月24日(日) 13時～ オスプレイはいらない東京大集会 @多摩川中央公園

全国弁護士グループの先生と職員の間さまをお守りします！

**全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』**  
 団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

**主な特長 (2つの制度共通)**

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

**【①】所得補償保険**

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の告知に基づく自営業者も対象
- ワイドプラン**では、**入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の診断検査結果通知に基づき就業不能も補償**します。

**<月給保険料表>**

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職健付別1年、保険期間1年、特約検査33項目検査特約セット、保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

**【②】団体長期障害所得補償保険 (GLTD)**

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最长70歳まで長期に補償**します。 ※医師の告知に基づく自営業者も対象
- 所定の診断検査結果通知に基づき就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数的上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

**<月給保険料表>**

団体割引25%、保険期間1年、特約検査33項目検査特約セット、対象期間70歳まで、保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

本表の内容は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

**<取調代理店>**  
**株式会社宏栄**

〒107-0062 東京都港区有楽町1-10-3 日本ビル3F  
 TEL: 03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)  
 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

**<引受保険会社>**

**損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務員特別 第一課**  
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
 TEL: 03-3349-5401 FAX: 03-6388-0180  
 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

(GJNK18-08897, 平成30年11月6日)